

令和元年度後発医薬品使用促進計画

策定年月日 令和元年 8月 1日

自治体名 (福祉事務所名)	高知県 (高知県中央西福祉保健所)	後発医薬品の数量シェア (平成30年6月審査分)	全国の使用割合	国が定める目標値 ^(※) (A)	管内実績 (B)	目標との差 (A-B)
			77.6%	80.0%	73.5%	6.5%
<現在の状況> 1.先発医薬品を調剤した事情(薬局からの報告に関する集計) 1. ・薬局の在庫のため……………45% 2. ・薬剤師の専門的な知見に基づく判断……………18% ・後発医薬品を使用し不都合が生じたため 3. ・後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価より高い……………3% ・先発医薬品の薬価と同額 4. ・受給者の都合によるもの……………29% 5. ・その他……………5% (理由) ・安全性が不明のため ・施設入所中で家族より使用の同意が得られなかった 2.関係機関への説明の状況 ・平成30年10月1日の法改正に伴い、管内の指定薬局へリーフレットを送付し、随時訪問し再度周知徹底した。			<対応方針> 服薬指導の実施 ○新規保護開始時に、担当CWと医療扶助相談・指導員が訪問し、後発医薬品について説明し、原則使用を助言・指導を実施する。 ○同行訪問時、受給者のお薬手帳及び薬剤情報提供書を確認し、変更可能な薬については、受給者に薬局で問い合わせるように助言・指導を実施する。 関係機関への説明 リーフレット等を使用し、生活保護制度における原則後発医薬品使用の説明を行い、周知徹底及び後発医薬品使用について協力依頼を行う。 指定薬局への定期的訪問を行い、情報共有及び変更依頼を積極的に行う。 薬局における備蓄について 可能な限りの後発医薬品の備蓄依頼を行う。 その他 医療機関への制度説明をリーフレット送付及び訪問により、周知・徹底を行う。			
<使用促進が進んでいない原因> ○後発医薬品への変更を拒否している受給者へ再指導しているが、理解が得られていないため。 ○薬局の備蓄が少ないため、後発医薬品への変更が困難。 ○指定薬局先発医薬品の調剤状況様式の提出が少ないため、状況把握が不十分。			<備考>			

※ 毎年度 80%達成を目指す。